

落ち着いて、やさしく、持続可能な社会の実現に向けて

－個性と活力ある地域経済と持続可能な財政－

平成30年4月24日

野田議員提出資料

落ち着いて、やさしく、持続可能な社会の実現

- 我が国が直面する**最大の危機**である**少子化・人口減少**に対応するためには、**女性や障害者をはじめ、すべての方々が力を発揮できる「暮らしやすく働きやすい社会」**の実現が必要。

「**自治体戦略2040構想研究会**」において、医療、介護、教育、雇用、インフラなど、**2040年頃の内政上の課題を整理**。長期見通しから逆算して、今後必要となる施策を検討。

- その基盤として、**個性と活力ある地域経済と持続可能な財政を実現**することが重要。

経済再生と財政健全化の両立

- これまで「経済財政再生計画」を踏まえ、必要な一般財源総額を確保しつつ、地域経済の再生や行財政改革に取り組んできた結果、**地方の財源不足は大幅に縮小したものの、なお巨額の財源不足が生じている。**

※財源不足額：⑳ 13.7兆円 ⇒ ㉔ 6.2兆円

- 今後も、歳出について国の取組と基調を合わせつつ、次ページ以降に記述する改革等に取り組むことにより、**地域経済の再生と地方財政の健全化を推進し、国・地方を合わせたPB黒字化に繋げていく。**

そのためにも、地方の不安を取り除き、**地方団体が予見可能性を持ちながら、計画的な財政運営を行うことができるよう、一般財源総額を安定的に確保することが不可欠。**

※**地方交付税**について、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう**総額を適切に確保**するとともに、地方の財源不足を縮小し、**臨時財政対策債に頼らない財務体質**を目指す等、財政健全化を推進

1. 地域経済再生への取組～暮らしやすく働きやすい社会の実現へ

(1) 地域の資源を「賢く」活用

キャッシュレスによる新しい地域経済好循環拡大サイクルの創造

- **自治体ポイント**による地域産物等の販売促進(キャッシュレス)
(「自治体ポイント管理クラウド」とマイナンバーカードの活用)
 - ・ **キャッシュレスのための財源** (自治体ポイント)
 - **休眠ポイント** (クレジットカードのポイントやマイルージ等)
 - 各自治体の健康ポイント等
- さらに、**地域のキャッシュレス経済を活性化**させるため、**国の施策(特例的な自治体ポイント)**を検討
(参考資料を参照)

地域資源を活用した地域の雇用創出と消費拡大の推進

- **ローカル10,000プロジェクトの更なる活用**
 - ・ **地域の資源と資金**を活用した事業の立ち上げを強力に後押し。
- **地方公共団体を核とした分散型エネルギーシステム構築の強力な推進**
 - ・ **分散型エネルギーシステム構築の全国展開**
 - 全国各地での分散型エネルギーシステムの構築に向けた機運醸成
(「分散型エネルギーアドバイザー」(仮称)の創設等)
 - 地方公共団体向けスタートアップ窓口の構築
 - ・ 関係**各省と連携**した「**総務省事業化ワンストップ相談窓口**」による**伴走支援の強化**
 - 事業化に向けた現場での取組みと専門的アドバイスが可能な人材のマッチングの支援(地域おこし企業人等)
 - 事業化にあたってのハードルを整理(マニュアルの整備等)。

(2) 一人ひとりが力を発揮できる環境づくりを支援

- 「**テレワーク・デイズ**」等の取組を通じて「**テレワーク**」等も活用した「**働き方改革**」を推進し、生産性とワークライフバランスの満足度を向上。
- フェアな仕組みを構築し、「**指導的立場に就く女性割合の向上**」など、**意思決定過程への女性の参画を推進**。
- 「地域女性活躍推進交付金」により、女性の雇用創出等につながる地域の実情に応じた取組を推進。
- 公共施設等の「ユニバーサルデザイン化」の推進により、全ての人にやさしいユニバーサル社会を構築。

(3) コミュニティの力を高める

- **コミュニティを支える人材の拡充**
 - ・ **地域おこし協力隊の隊員数の拡充、定住・定着の推進**
 - 応募者の裾野の拡大(シニア層、在住外国人等)
 - 「おためし地域おこし協力隊」(仮称)の創設
 - 任期終了後の事業承継・就農等の支援
 - 隊員OB・OGによるサポート体制の構築
 - ・ 地域づくりの担い手として、「関係人口」(移住ではなく、地域と多様に関わる者)の創出を推進。
- **コミュニティにおける新たな「共助」の仕組みの構築**
 - ・ **シェアリングエコノミーを活用した地域課題の解決等を推進**。
 - ・ 地域運営組織による持続可能な地域づくりを推進。

(4) 自主的・主体的な地方創生の取組を支援

- **ふるさと納税の資金を活用し、地域に「人」を呼び込む「ふるさと起業家支援プロジェクト」「ふるさと移住交流促進プロジェクト」**により、地方公共団体の取組を積極的に後押し。
- 地方財政計画に「**まち・ひと・しごと創生事業費**」を計上。
(平成30年度：1兆円)

2. 地方行財政改革の推進①

(1) 「見える化」の推進

地方公会計の資産管理向上等への活用

- **地方公会計**について、平成29年度までにほとんどの団体が整備されており、平成30年度以降、団体間の比較や指標による分析等により、**資産管理や予算編成等への活用**を推進。

※ 地方公会計の整備：平成27年度から平成29年度までの3年間で、統一的な基準に基づき、固定資産台帳と複式簿記の導入を前提とした財務書類を作成。平成29年度までに1,747団体（97.7%）が作成完了予定（平成30年1月末時点）。

小規模団体における公営企業会計適用の推進

- **下水道・簡易水道**について、**人口3万人未満の団体においても公営企業会計の適用が一層推進されるよう、新たなロードマップを年内に策定**。

<公営企業会計適用進捗状況> (平成29年4月1日時点)

団体の区分	下水道	簡易水道
3万人以上の団体	98.8%	92.6%
3万人未満の団体	24.8%	42.0%

※ 「適用済」又は「適用に取組中」である団体の割合

基金、地方単独事業（ソフト）の見える化

- 地方団体の**基金**について**公表情報の充実**を図るよう要請しており、平成29年度決算からの実施を促進。
- **地方単独事業（ソフト）**の決算について**実態把握と「見える化」**を推進（検討会を本年5月に設置）。

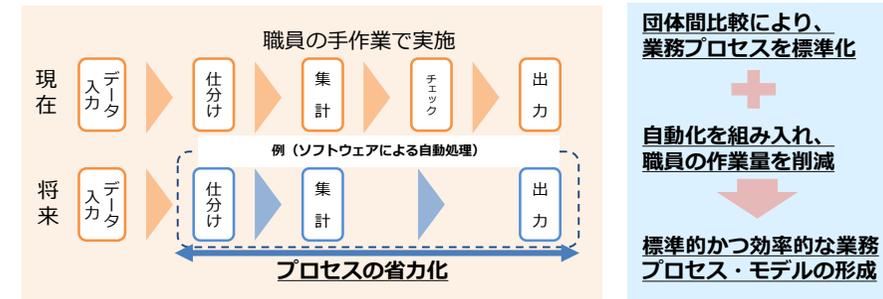
※ 公共施設等総合管理計画に関連する「見える化」については（3）において記述している。

(2) 先進・優良事例の横展開

自治体行政スマートプロジェクト（仮称）の創設

- 本格的な人口減少社会となる2040年頃を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、**自治体の業務のあり方そのものを刷新することが必要**。
- 窓口業務等に限定せず、自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いつつ、**ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築するプロジェクトを創設**。

<業務プロセスの自動化・省力化のイメージ>



民間委託、クラウド化等の推進

- これまで推進してきた民間委託、クラウド化等のICT化・業務改革を引き続き推進。**クラウド化については、平成30年度早期に市区町村のクラウド導入団体数に係る新たな目標を設定**。

※ 現在のクラウド導入市区町村数(平成29年度末)：1,013団体（目標：約1,000団体）

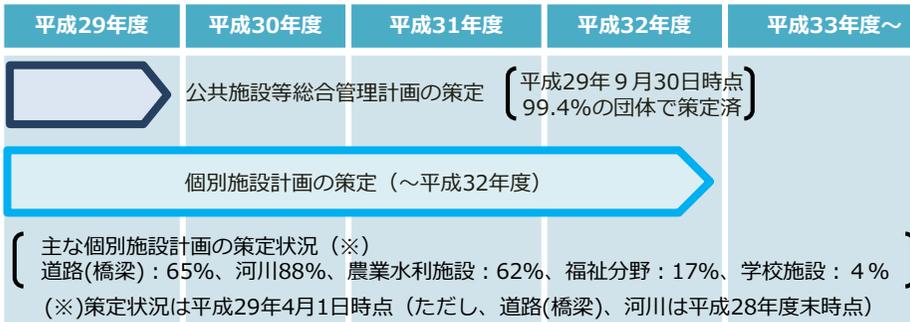
2. 地方行財政改革の推進②

(3) 効率化に資する賢い投資を推進

公共施設等総合管理計画に基づく賢い投資を推進

- 公共施設等総合管理計画に基づき、関係省庁と連携して早期の個別施設計画の策定を促し、**長寿命化、集約化・複合化等により、中長期的に経費の軽減・平準化につながる適正管理を推進。**

<イメージ>



(4) 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築

地方税源の偏在是正に向けた取組

- 近年、経済再生への取組により地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向。
人口一人当たりの地方税収の格差(※)：地方税全体 2.4倍 地方法人二税 6.1倍
(※)平成28年度決算額。人口一人当たりの税収額に係る最大の都道府県と最小の都道府県の倍率。
- 地方創生の推進と一億総活躍社会の実現に向け、税源の豊かな地方団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、共に持続可能な形で発展をしていくため、新たに抜本的な取組が必要。
- **地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。**

公共施設等の適正管理に取り組むことによる効果額の見える化

- 公共施設等総合管理計画について、中長期的な維持管理・更新費の見通しの精緻化を促進するとともに、**平成33年度までに、適正管理に取り組むことによる効果額を示すよう要請。**

※平成32年度までに個別施設計画を策定することとしており、これを踏まえて効果額等を算出。

<イメージ>

〔現在(例:過去5年平均)〕

維持・更新等に要している経費
100億円/年

〔今後30年間の経費〕

既存施設を単純更新した場合 …… 150億円/年
長寿命化等の対策を反映した場合 …… 130億円/年

〔効果額〕

20億円/年

水道・下水道の広域化等の推進

- 大規模な投資を必要とするライフラインである水道・下水道について、**広域化の推進を含め、事業の持続的経営を確保するための方策等を検討する研究会(※)を立ち上げており、具体的な方針を年内に策定。**

(※) 水道財政のあり方に関する研究会、下水道財政のあり方に関する研究会

<人口減少に伴う有収水量の減少>



<施設の老朽化>



参 考 资 料

キャッシュレスによる新しい地域経済好循環拡大サイクルの創造（イメージ）

実店舗等の売上増

公共施設、観光地の活性化

オンラインでの物産販売、投資型クラウドファンディングの増

自治体ポイントの利用

自治体ポイントの利用

自治体ポイントの利用

各自治体
経済活性化プランの実行

クレジットカード会社、航空会社等
休眠ポイントの活用
約1,200億円程度/年

毎年度約4,000億円相当のポイントのうち約3~4割のポイントが使われず(2014年度)

キャッシュレス財源

クラウドサービスの利用

キャッシュレス財源

2017.9月から実証稼働中
自治体ポイント管理クラウド
(キャッシュレス化を推進する決済インフラ)

- ・マイキープラットフォーム（本人確認）
- ・印刷費等の事務コストは発生しない

各自治体
自治体ポイントの活用

- ・健康ポイント
- ・ボランティアポイント
- ・介護支援ポイント
- ・地域エネルギー資源ポイント 等

↓
共生社会
実現の推進

キャッシュレスによる
ポイント増加

活性化によるポイント増

地域のキャッシュレス経済の活性化

自治体の経済活性化プランの策定

(当該自治体の中で確実に消費が拡大する仕組みづくり)

- ・自治体ポイントの設定・ポイントの用途の設定

特例的な自治体ポイント(国の施策)の検討

マイナンバーカードの普及

- ・自治体ポイントの利用
- ・図書館利用者カード等としての利用
- ・本人確認機能を活用したカード利用 等

民間議員からの提言に関する考え方①

<全般的事項>

- 地方行財政改革の推進にあたっては、地方の意見を聞きながら丁寧に議論を進め、その内容について理解と協力を得ることが必要。

<1. 今後3年程度の構造改革期間における地方行財政の考え方>

(一般財源総額、国・地方のPB黒字化等について)

- 全体としては、本文1ページのとおり。
- 一般財源総額の目安については、地方団体が予見可能性を持ちながら、計画的な財政運営を行うことができるよう、一般財源総額を安定的に確保するとの考え方に立つことが不可欠。
- 「税収増を地方歳出の増加に充てるのではなく」としているが、地方歳出について国の取組と基調を合わせつつ、地方創生や子ども・子育て支援など地域の課題への対応も含め、必要となる歳出を適切に地方財政計画に計上し、安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保することが必要。

(地方財政計画と決算の比較について)

- 地方財政計画と決算の比較については、比較可能となるよう所要の調整を行った上で、これまでも公表。
- 国が地方単独事業の実績や効果を一義的に判断することは地方団体の自主性・自立性を損なうものであり、法令等によって義務付けられている事業も含め、予算、決算を通じたPDCAについては地方団体が自ら行うべきもの。なお、本文2(1)で示しているとおり、地方単独事業(ソフト)の決算について実態把握と「見える化」を推進。

(自治体の自立的かつ自由度の高い行財政運営について)

- 地方団体が自立的かつ自由度の高い行財政運営を行うためには、本文1ページのとおり、一般財源総額を安定的に確保することが不可欠。なお、総務省においては、「自治体戦略2040研究会」を設置し、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方を検討。

(頑張る自治体の支援、先進事例の横展開、業務のデジタル化・標準化・広域化等について)

- 本文3～4ページのとおり。

< 2. 地方行財政分野における重点課題 >

(1) 持続可能な地方行財政制度の構築について

- 全体としては、本文1～4ページのとおり。

(社会福祉関連の地方財政における今後の動向の検証と対応策について)

- 地方の社会保障関係費は、国の制度に基づく部分が大半を占めているため、地方財政における今後の動向の検証等に当たっては、制度所管省庁における社会保障関係費の将来推計等が不可欠。

(更なる広域連携の推進方策について)

- 広域連携については、「連携協約」や「事務の代替執行」の制度を地方自治法に設け、連携中枢都市圏等の広域連携施策を展開するなど、あらゆる分野で連携を行う環境を整え、広域連携を推進。

(補助金、地方交付税等の財源の在り方の検討・見直し)

- 総務省においては、「自治体戦略2040研究会」を設置し、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方を検討。また、超過課税や法定外税は、地域の実情に応じて、各地方団体の判断と責任で実施されているもの。

(2) 地方行財政改革の推進

(地方自治体の行政手続コストの削減、ICTの利活用を通じた標準化・コスト縮減について)

- 内閣府規制改革推進会議行政手続部会において、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日)が取りまとめられた。地方団体の行政手続コストの削減については、各々の許認可等を担当する省庁から地方団体に周知・支援をする必要。
- 地方団体の手続のオンライン化については、重点的に取り組むべき手続を明示した上で、総務省として推進。行政サービスのデジタル化・オンライン化については、まずは、当該行政サービスや制度を所管する省庁において検討した上で、地方団体に周知・支援をする必要。
- 行政サービス自体にICTやAI等の活用を進める取組として、「自治体行政スマートプロジェクト(仮称)」を創設。総務省としては、「プラットフォーム創設」といった制度化ではなく、ICTを活用した効率的な業務プロセス・モデルを生み出すため、地方団体の具体的な取組を積極的に後押し。

民間議員からの提言に関する考え方③

(水道・下水道等の広域化・小規模自治体の公営企業会計導入・成功報酬型の公民連携について)

- 本文2(1)(3)のとおり。
- 成功報酬型の公民連携については、政府全体の方針の下で、モデル的な取組により得られた成果の横展開等を関係省庁と連携して推進。

(公営企業・第三セクターの経営改革について)

- 公営企業保有施設の個別施設計画の策定については、関係省庁と連携して、策定を促進。
- 公営企業会計に対する他会計からの繰入金については、総務省が定める繰出基準のほか、各地方団体が、地理的・自然的条件や地域振興の必要性などそれぞれの地域の実情を踏まえて実施。総務省としても、今後とも、様々なヒアリング等の機会を通じ、必要に応じて助言を実施。

(3) 「見える化」とPDCAの徹底

- 本文2(1)(2)のとおり。

<その他(資料3-1(3) 頑張る大学を後押しするための財政支援のメリハリの強化) >

(私大の公立化について)

- 私立大学を公立化することについては、当該大学がその地域において果たしてきた役割や今後果たしていこうとする役割、その必要性や将来に向けた見通し等を十分検討した上で、大学運営にかかる財政見通しや、地域の声も踏まえ、住民・議会の理解を得て、判断することが必要。これまでの公立化事例についても、各設立団体において公立化の必要性等を十分検討の上、判断されたものと認識。
- これまでの公立化事例について設立団体の財政上の影響を分析するとともに、大学の経営見通しや設立団体の財政負担の見通しを把握し、「見える化」する具体的方策について、文部科学省と連携して検討。
- 地方交付税は、国が用途を制限できない一般財源であり、地方団体の自主性・自立性を確保する観点から、個別団体の運営費交付金と基準財政需要額への算入額との対比を「見える化」することは慎重に考えるべき。
- 公立大学への教育成果に応じた財政支援については、まず「教育成果」について文部科学省で検討することが必要。